

危險物保安技術協會審查事務細則

危險物保安技術協會

危険物保安技術協会審査事務細則

昭和52年2月15日危保細則第1号

最終改正

令和8年3月18日危保細則第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、危険物保安技術協会審査事務規程（昭和52年危保規程第19号。以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）の審査の実施について必要な細目を定め、協会の業務の適正、かつ、統一的な運営に資することを目的とする。

(適用)

第2条 審査の実施に当たっては、危険物保安技術協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び規程によるほか、この細則によるものとする。ただし、この細則によりがたい場合は、その理由を明らかにして上司の判断を求め、その指示に従うものとする。

(定義)

第3条 この細則で使用する用語は、危険物の規制に関する法令、業務方法書及び規程に定める用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 「書類審査」とは、許可申請者又は検査申請者が行った測定又は試験の結果を示す成績書、記録又は報告書の提示を受けて、当該物件に関する審査を実施する審査の方法をいう。
- (2) 「立会審査」とは、検査申請者が行う測定又は試験に立ち会って、当該物件に関する審査を実施する審査の方法をいう。
- (3) 「旧法タンク」とは、昭和52年2月15日において消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定による設置に係る許可を受け、又は当該許可の申請がなされていた危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）で、その構造及び設備が同令第11条第1項第3号の2及び第4号に定める技術上の基準に適合しないものをいう。
- (4) 「新法タンク」とは、旧法タンク以外の特定屋外タンク貯蔵所をいう。
- (5) 「新基準タンク」とは、旧法タンクのうち政令及び消防法施行令の一部を改正する政令（昭和52年政令第10号。以下「改正令」という。）第3項各号に定める基準に適合するものをいう。

(審査担当者)

第4条 特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所の規程第2条第3号アの許可申請に係る審査（以下「設計審査」という。）、同号イの完成検査前検査申請に係る審査（以下「完成検査前審査」という。）及び同号ウの保安に関する検査申請に係る審査（以下「保安審査」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ土木審査部長又はタンク審査部長は、審査担当者を指名するものとする。

2 前項の場合において、土木審査部長又はタンク審査部長は、必要に応じて審査担当者を変更することができるものとする。

(審査報告書)

第5条 審査担当者は、審査が完了したときは、審査報告書を作成し、決裁承認を受けなければならない。

- 2 審査担当者が審査報告書を作成することが困難な場合には、土木審査部長又はタンク審査部長の別に指名する者が、審査担当者と十分連絡調整のうえ行うものとする。
- 3 審査報告書の控は、別に定める方式により、整理して所定の場所に保管するものとする。
- 4 規程第5条の報告書の様式は、別記様式第1から別記様式第5までのとおりとする。

第2章 設計審査

(審査事項)

第6条 設計審査は、液体危険物タンクのタンク本体に関する事項並びに液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項について行うものとする。

- 2 液体危険物タンクのタンク本体に関する事項に係る審査は、タンク本体に係る関係法令に定める基準に適合するか否かについて行うものとし、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項に係る審査は、基礎及び地盤に係る関係法令に定める基準に適合するか否かについて行うものとする。
- 3 設計審査に関する関係図書は、別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。ただし、変更許可申請に係る審査に関する関係図書は別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のうち当該変更に係る部分を記載した図書とする。
- 4 協会は、設計審査に関し、試験又は調査に基づき許可申請に係る設計の補正を行うことが妥当と認める場合には、必要に応じて市町村長等に対し意見を述べることもある。

(設計審査の留意事項)

第7条 設計審査は、土木審査課長又はタンク審査課長が指導し、審査担当者が分担して実施するものとする。

- 2 審査担当者は、基礎及び地盤とタンク本体との有機的な関連に留意し、全体として重複及び齟齬による遅延をさけるよう配慮するものとする。
- 3 設計審査の実施に当たって、関係図書の補正又は追加資料の提出を許可申請者に依頼する場合には、市町村長等を通じて行うこととし、若しくは現地調査を実施しようとする場合には、あらかじめ市町村長等と所要の調整を行うものとする。
- 4 審査担当者は、設計上重大な変更を要する事項又は問題点を発見した場合には、直ちに上司に報告のうえ、その指示に従うものとする。

(確認事項)

第8条 審査担当者は、設計審査を行う際に、あらかじめ提出を受けた別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2の関係図書で確認できる範囲内において、政令第11条第1項第8号に規定される通気装置、同項第11の2号に規定される水抜き管及び同項第11の3号に規定される地震等により浮き屋根又は側板に損傷を与えない防止措置について、併せて安全上の確認を行なうものとする。

- 2 協会は、前項の確認の結果、特定屋外タンク貯蔵所又は準特定屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備の安全の確保に関し、必要があると認められる場合には、規程第5条第2項の規定に基づき第5条の審査報告書に参考となる意見を付するものとする。

(証印)

第9条 規程第9条第3項の証印は、土木審査部長及びタンク審査部長がそれぞれ保管するものとする。

- 2 審査担当者は、審査報告書について決裁を得た場合は、直ちに上司の承認を得て、審査した設計図書に当該審査済の証印を捺印するものとする。
- 3 担当課長は、前項の規定により証印された関係図書のうち、市町村長等に返戻するものに審査責任者印を捺印するものとする。

4 規程第9条第3項の証印の様式は、別記様式第6の(1)及び別記様式第6の(2)のとおりとする。

(標準処理期間)

第10条 設置又は変更に係る設計審査における標準処理期間（関係図書を協会が受理した日の翌日から市町村長等に報告する日までの期間をいう。）は、14日間（休日（危険物保安技術協会職員就業規則（昭和51年危保規程第2号）第14条第1項に掲げる休日をいう。以下同じ。）は含まないものとする。）とする。

2 前項の関係図書を協会が受理した日は、必要なすべての関係図書が整った日とする。

3 協会は、第1項に定める期間内に審査報告を行うことが困難となる特別の事情が発生した場合には、速やかにその理由及び報告予定日を市町村長等に通知するものとする。

第3章 完成検査前審査

(審査事項)

第11条 完成検査前審査は、液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項並びに液体危険物タンクの溶接部に関する事項について行うものとする。

(完成検査前審査の留意事項)

第12条 完成検査前審査は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 協会は、完成検査前審査の受託に当たっては、検査申請者が行う測定又は試験については、標準的検査測定又は試験箇所の全般について実施するよう市町村長等に要請すること。
- (2) 完成検査前審査に当たっては、検査申請者から工事計画書を提出するよう市町村長等に要請すること。ただし、許可申請に係る工事計画書の変更（審査事項の重要なものに限る。）を伴わない場合は、この限りでない。
- (3) 現地審査に当たっては、書類審査及び立会審査を有機的に組み合わせて実施し、審査の実をあげるよう工夫すること。
- (4) 現地審査に当たっては、あらかじめ自主検査の記録を精査し、立会審査における測定又は試験する箇所を指示すること。この場合において、指示する箇所及び数は、第14条又は第15条各号列記に定める箇所のうちから、別に定める基準に基づき決定するものとする。
- (5) 前号により立会審査を実施したのち、必要があると認められる場合には、箇所を指定して検査申請者に測定又は試験を実施させること。
- (6) 立会審査に当たって、測定又は試験を指示する箇所は、タンクの基礎・地盤及び本体の構造上又は機能上の重要性を加味して重点的に決定するものとする。
- (7) 現地審査に当たって直ちに判断できかねる疑義を生じた場合、現地審査に当たって困難な事情が生じた場合、病気その他の事故により審査日程を変更する必要がある場合等には、速やかに上司に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 現地審査に当たっては、適正な審査ができる状態を確保して行うこと。審査担当者は、適正な審査ができる状態でないと判断した場合には、上司と協議のうえ、適正な審査ができる状態を確保するために必要な措置を講じることを市町村長等を通じて検査申請者に要請すること。
- (9) 現地審査に当たっては、審査担当者は現地における連絡先を常に明確にしておくこと。
- (10) 現地審査に当たっては、協会の検査員証を携行すること。

(審査の中間報告)

第13条 完成検査前審査の各段階ごとの審査については、現地審査を実施したつど、当該審査担当者が別に定める様式により中間報告書を作成して上司に報告するものとする。

2 中間報告書は、タンク別に作成し、設計審査報告書とともに所定の場所に保管するものとする。

(タンク側板部に係る溶接部審査)

第14条 タンク側板部に係る溶接部審査は、次の溶接継手について目視検査及び放射線透過試験により行うものとする。

- (1) タンク側板の縦継手（重ね補修に係るもの及び接液部以外の部分（取替工事を除く。）のものを除く。）
- (2) タンク側板の水平継手（重ね補修に係るもの及び接液部以外の部分（取替工事を除く。）のものを除く。）

(タンク側板部及び底板部等に係る溶接部審査)

第15条 タンク側板部及び底板部等に係る溶接部審査は、次の溶接継手について目視検査及び磁粉探傷試験により行うものとする。ただし、磁粉探傷試験を行うことが困難な場合には、浸透探傷試験を行うものとする。

- (1) 側板とアニュラ板(アニュラ板を設けないものにあつては底板をいう。)との溶接継手
- (2) アニュラ板相互の溶接継手
- (3) アニュラ板と底板との溶接継手
- (4) 底板相互の溶接継手
- (5) 重ね補修に係る側板と側板との溶接継手（接液部に係るものに限る。）

(溶接部審査の判定基準)

第16条 第14条及び前条の溶接部審査に係る判定基準は、次によるものとする。

- (1) 第14条のタンク側板部にあつては、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第20条の7第2項各号に掲げる基準
- (2) 前条のタンク側板部及び底板部等にあつては、規則第20条の8第2項又は同条第3項各号に掲げる基準

(確認事項)

第17条 審査担当者は、第14条及び第15条の溶接部審査を行うに際し、次に掲げる溶接部の状態について併せて確認するものとする。

- (1) 溶接ビードの外観
- (2) 余盛り高さ
- (3) 目違い
- (4) 腐食の状態
- (5) ジグ取付け跡で必要と認められる箇所

2 協会は、前項の確認の結果、特定屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備の安全の確保に関し、必要があると認められる場合には、規程第5条第2項の規定に基づき第5条の審査報告書に参考となる意見を付するものとする。

(現地審査状況の確認)

第18条 審査担当者は、現地審査が終了したときは、その状況について上司と協議のうえ、別記様式第7(1)から(15)までの関係する現地審査確認書を作成し、市町村長等と相互に確認するものとする。

(不適合事案の取扱い)

第19条 完成検査前審査の結果、不適合とされた事案については、不適合が生じたときれる箇所を基準に適合させるための所要の措置が講じられたことを確認したうえで、協会は、改めて新設又は変更の完成検査前審査を受託するものとする。

(標準処理期間)

第20条 完成検査前審査における標準処理期間（最終の現地審査が完了した日の翌日から市町村長等に報告する日までの期間をいう。）は、4日間（休日は含まないものとする。）とする。

2 第10条第3項の規定は、完成検査前審査の標準処理期間について準用する。

第4章 保安審査

(審査事項)

第21条 保安審査は、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの底部の溶接部に関する事項について行うものとする。

(保安審査の留意事項)

第22条 保安審査の実施については、第12条に定める完成検査前審査の留意事項に係る規定を準用する。

(タンクの底部に係る板厚審査)

第23条 タンク底部に係る板厚審査は、アニュラ板及び底板について目視検査及び超音波厚さ計等による測定試験により行うものとする。

(板厚審査の判定基準)

第24条 前条の板厚審査に係る判定の基準は、次のとおりとする。

2 昭和52年3月30日付け消防危第56号及び昭和54年12月25日付け消防危第169号による測定（以下「定点測定」という。）の判定基準は次の各号によるものとする。

(1) 新法タンクにあつては、測定板厚が危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年告示第99号）第4条の17に定める最小厚さ（以下「基準板厚」という。）以上の厚さであること。ただし、測定板厚が基準板厚未満であっても、基準板厚の90パーセント以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が基準板厚の80パーセントを超え、かつ、測定板厚が最小である箇所において基準板厚に対する板厚の減少が、3ミリメートルを超えない場合は、この限りでない。また、アニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては、側板内側より0.5メートルの範囲の板をいう。以下この条において同じ。）にあつては、併せて規則第20条の4第2項第1号の2に定める必要保有水平耐力の基準を満足する厚さ以上の厚さであること。

(2) 新基準タンクにあつては、測定板厚が3.2ミリメートル以上であること。また、アニュラ板にあつては、併せて危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成6年自治省令第30号。以下「改正省令」という。）附則第7条第2項第2号に定める必要保有水平耐力の基準を満足する厚さ以上の厚さであること。

(3) 旧法タンクにあつては、測定板厚が3.2ミリメートル以上であること。

3 平成15年3月28日付け消防危第27号による測定（以下「連続測定」という。）の判定基準は次の各号によるものとする。

(1) 新法タンクにあつては、測定板厚が基準板厚以上の厚さであること。ただし、測定板厚が基準板厚未満であっても、基準板厚の80パーセント以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が基準板厚の80パーセント以上、かつ、測定板厚が最小である箇所において基準板厚に対する板厚の減少が、3ミリメートルを超えない場合

は、この限りでない。また、アニューラ板にあつては、併せて規則第20条の4第2項第1号の2に定める必要保有水平耐力の基準を満足する厚さ以上の厚さであること。

(2) 新基準タンクにあつては、測定板厚が3.2ミリメートル以上であること。また、アニューラ板にあつては、併せて改正省令附則第7条第2項第2号に定める必要保有水平耐力の基準を満足する厚さ以上の厚さであること。

(3) 旧法タンクにあつては、測定板厚が3.2ミリメートル以上であること。

4 新基準タンクのうち、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成6年政令第214号）附則第3項第1号に定める基準に適合するもの（以下「第一段階基準」という。）にあつては、次のいずれにも適合すること。

ア 2項の第1号の基準

イ 3項の第1号の基準

（タンクの底部に係る溶接部審査）

第25条 タンク底部に係る溶接部審査は、次の溶接継手について目視及び規則第20条の8に掲げる試験を行うものとする。

(1) 側板とアニューラ板（アニューラ板を設けないものにあつては底板をいう。）との溶接継手

(2) アニューラ板相互の溶接継手

(3) アニューラ板と底板との溶接継手

(4) 底板相互の溶接継手

（溶接部審査の判定基準）

第25条の2 前条の溶接部審査に係る判定基準は、規則第20条の8第2項、同条第3項の各号及び同条第4項に掲げる基準によるものとする。

（確認事項）

第26条 審査担当者は、第23条のタンク底部に係る板厚審査を行うに際し、次に掲げる基準に適合しているか否かについて併せて確認するものとする。

2 昭和54年12月25日付け消防危第169号による定点測定は次のとおりとする。

(1) 新基準タンクにあつては、次のいずれにも適合すること。

ア 設計板厚の90パーセント以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が、設計板厚の80パーセントを超えていること。

イ 測定板厚最小値が、次式により算出された値以上の値であること。

$$t = x \cdot y + c$$

xは、腐食率（ a / b ）

aは、当該箇所における最大腐食深さ（単位 mm）

bは、当該タンクのアニューラ板又は底板の使用期間（単位 年）

yは、当該タンクに係る次期開放検査予定期日までの年数

cは、4.5mm

3 昭和52年3月30日付け消防危第56号による定点測定は、平成26年5月27日付け消防危第146号の発出により次のとおりとする。

(1) 新基準タンクにあつては、次のいずれにも適合すること。

ア 設計板厚の90パーセント以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が、設計板厚の80パーセントを超えていること。

イ 測定板厚最小値が、次式により算出された値以上の値であること。

$$t = x \cdot y + c$$

xは、腐食率（ a / b ）

aは、当該箇所における最大腐食深さ（単位 mm）

- bは、当該タンクのアニユラ板又は底板の使用期間（単位 年）
yは、当該タンクに係る次期開放検査予定期日までの年数
cは、アニユラ板にあつては5.5mm、底板にあつては5.0mm

4 連続測定は次のとおりとする。

(1) 新基準タンクのアニユラ板にあつては、次のいずれにも適合すること。

ア 設計板厚の80パーセント以下である箇所の周囲における測定板厚平均値が、設計板厚の80パーセントを超えていること。

イ 測定板厚最小値が、次式により算出された値以上の値であること。

$$t = x \cdot y + c$$

xは、腐食率（ a / b ）

aは、当該箇所における最大腐食深さ（単位 mm）

bは、当該タンクのアニユラ板の使用期間（単位 年）

yは、当該タンクに係る次期開放検査予定期日までの年数

cは、4.5mm

5 第17条第1項の規定は、前条に基づく溶接部審査を行う際に準用する。

6 協会は、確認の結果、特定屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備の安全の確保に関し、必要があると認められる場合には、規程第5条第2項の規定に基づき第5条の審査報告書に参考となる意見を付するものとする。

（液体危険物タンクの底部に係る溶接部審査）

第27条 第18条の規定は、保安審査に係る現地審査において準用する。

（不適合事案の取扱い）

第28条 保安審査の結果、不適合とされた事案については、不適合が生じたとされる箇所を基準に適合させるための所要の措置が講じられたことを確認したうえで、協会は、改めて次の各号に掲げる審査を受託するものとする。

(1) タンク底部に係る変更の工事がなされていないタンクで、溶接部が基準に不適合とされたもの。新法タンク及び新基準タンクにあつては変更許可申請に係る設計審査及び保安審査(溶接部)、その他のタンクにあつては保安審査(溶接部)。

(2) タンク底部に係る変更の工事が行われたタンクで、当該変更の工事箇所の溶接部が基準に不適合とされたもの。保安審査(溶接部)。

(3) タンク底部に係る変更の工事が行われたタンクで、当該変更の工事箇所の溶接部以外の部分の溶接部が基準に不適合とされたもの。新法タンク及び新基準タンクにあつては変更許可申請に係る設計審査及び保安審査(溶接部)、その他のタンクにあつては保安審査(溶接部)。

(4) 板厚が基準に不適合とされたタンク。新法タンク及び新基準タンクにあつては変更許可申請に係る設計審査及び保安審査(板厚)、その他のタンクにあつては保安審査(板厚)。

（標準処理期間）

第29条 保安審査における標準処理期間（最終の現地審査が完了した日の翌日から市町村長等に報告する日までの期間をいう。）は、4日間（休日は含まないものとする。）とする。

2 第10条第3項の規定は、保安審査の標準処理期間について準用する。

第5章 雑則

(審査事務実施要領)

第30条 この細則の施行に関し特に必要な事項は、上司の承認を受けて、土木審査部長又はタンク審査部長が定めるものとする。

(その他)

第31条 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクに係る審査事務細則は、別に定める。

附則 (昭和52年2月15日危保細則第1号)

この細則は、昭和52年2月15日から実施する。

附則 (平成9年9月25日危保細則第11号)

この細則は、平成9年9月25日から実施する。

附則 (平成11年3月30日危保細則第1号)

この細則は、平成11年4月1日から実施する。

附則 (平成23年2月4日危保細則第1号)

この細則は、平成23年2月4日から実施する。

附則 (平成24年3月8日危保細則第20号)

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附則 (平成24年5月9日危保細則第1号)

この細則は、平成24年5月10日から実施する。

附則 (平成27年4月14日危保細則第1号)

この細則は、平成27年4月15日から実施する。

附則 (令和3年10月20日危保細則第2号)

この細則は、令和3年12月1日から実施する。

附則 (令和8年3月18日危保細則第2号)

この細則は、令和8年4月1日から実施する。

別表1 (特定屋外タンク貯蔵所関係)

関係図書	項目	内 容	
1 設計図書 (1) 基礎及び地盤	① 平面図	縮尺が500分の1以上のもの	
	② 断面図	縮尺が縦100分の1以上、横500分の1以上のもの	
	③ 詳細図 (危険物の規制に関する規則(以下「規則」という。)第20条の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。)	縮尺が50分の1以上のもので、断層の有無、切り・盛り土確認図、基礎構造図の詳細について記載したもの	
	④ 計算書	設計条件、工法及び型式の選定理由、設計計算、地盤の堅固さ、地盤すべり、基礎の補強、設計震度の計算書	
	(2) タンク本体	① 平面図	縮尺が300分の1以上のもの
		② 断面図	縮尺が300分の1以上のもの
		③ 詳細図	タンク組立図、側板図、ウインドガーダー図、底板図、屋根図、固定屋根通気装置図、側及び屋根付属図、浮き屋根図、浮き屋根付属品図、浮き屋根通気装置図、浮き屋根発火防止措置図、浮き蓋図、浮き蓋付属品図、浮き蓋通気装置図、浮き蓋発火防止図
		④ 計算書	タンク諸元表及び液圧による側板板厚、各種荷重、各種荷重による発生応力、転倒及び滑動による安定性、液面揺動、ウインドガーダー、保有水平耐力、固定屋根通気量、放爆構造の検討、浮き屋根浮力、浮き蓋浮力、浮き屋根排水、浮き屋根非常用排水設備、浮き屋根通気量、浮き蓋通気量、熱応力の計算書
2 工事計画書		工事概要、施工条件、施工方法、施工管理方法、使用材料の品質等を記載したもの	
3 工事工程		工種ごとの工程について記載したもの	
4 添付書類 (1) 基礎及び地盤に関するもの	①地質調査資料	地盤概要、地質断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料のほか、規則第20条の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては、当該地盤の改良方法に関する資料	
	②その他基礎及び地盤に関し必要な資料	(ア) 地盤が造成された際の工事の記録 (イ) 特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する記録 (ウ) 設置に係る特定屋外貯蔵タンク(以下「タンク」という。)の近傍の既設工作物の地盤に関する資料等	

関係図書	項目	内容
(2) タンク本体に関すること	①溶接部に関する説明書	溶接施工方法確認試験結果の資料、溶接材料及び溶接方法に関する資料、溶接部の検査方法及び判定に関する資料等
	②その他タンクに関し必要な資料	
5 位置図		縮尺が5万分の1以上のもので、地形の概況及びタンク位置を記載したもの
6 現況平面図		縮尺が1000分の1以上のものでタンク中心を円の中心とする半径300メートル程度の区域を範囲とし、地形、既設工作物及びタンク位置に記載したもの（現況が確認できる写真を添付すること。）

(備考)

- 1 図書には、設計又は施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書面を添付すること。
- 2 計算書は、計算の根拠を明らかにしたものであること。
- 3 タンク諸元表とは、タンク仕様、設計条件及びタンク本体の重量を一覧表にしたものとする。
- 4 地質調査資料は、次に掲げる要件を満たしたものとすること。
 - (1) タンク地盤及びその周辺の地盤について、ほぼ直交する2方向断面の地盤性状が判断できるものであること。
 - (2) タンク地盤について、良好な支持層が確認できる範囲のものであること。
 - (3) タンク及びその周辺の地盤が不整又は軟弱である場合は、不整又は軟弱な地盤の状態が十分確認できるものであること。
 - (4) 土質試験は、日本産業規格があるものにあつては日本産業規格に定める方法、日本産業規格がないものにあつては地盤工学会基準に定める方法により行うものであること。なお、土質試験結果一覧表には、次に掲げる資料が明らかにされているものであること。
 - ア 標準貫入試験の値は、おおむね1メートル（試験の深さが20メートルを超えるときは、おおむね2メートル）間隔の値
 - イ 室内試験の値は、おおむね2メートル（圧密試験の値にあつては4メートル）間隔の値
 - (5) 地質調査資料の作成に当たって必要な様式及びその記載方法については、地盤工学会基準に定める様式及び記載方法によること。

別表1の2 (浮き屋根該当の特定屋外タンク貯蔵所関係)

図書	内容
浮き屋根 (1) 詳細図面 (2) 計算書 (3) 工事計画書	浮き屋根構造図、ポンツーンマンホール図、タンク諸元表、浮き屋根浮力計算、浮き屋根耐震構造計算、浮き屋根の溶接方法に関する資料、ポンツーンマンホールの液密試験に関する資料

別表1の3 (浮き蓋該当の特定屋外タンク貯蔵所関係)

図 書	内 容
浮き蓋 (1) 詳細図面 (2) 計算書 (3) 工事計画書	浮き蓋構造図、ポンツーンマンホール図、タンク諸元表、浮き蓋浮力計算、 浮き蓋耐震構造計算、浮き蓋の溶接方法に関する資料、 ポンツーンマンホールの液密試験に関する資料

別表2（準特定屋外タンク貯蔵所関係）

関係図書	項目	内容	
1 設計図書 (1) 基礎及び地盤	① 平面図	縮尺が500分の1以上のもの	
	② 断面図	縮尺が縦100分の1以上、横500分の1以上のもの	
	③ 詳細図 危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第20条の3の2第2項第2号イに該当する地盤を除く。）	縮尺が50分の1以上のもので、断層の有無、切り・盛り土確認図、基礎構造図の詳細について記載したもの	
	④ 計算書	設計条件、工法及び型式の選定理由、設計計算、地盤の堅固さ、地盤すべり、基礎の補強、設計震度の計算書	
	(2) タンク本体	① 平面図	縮尺が300分の1以上のもの
		② 断面図	縮尺が300分の1以上のもの
		③ 詳細図	タンク組立図、側板図、底板図、屋根図、側付属図、浮き屋根図 (使用材料の品質等を記載したもの及び溶接部に関する説明をしたもの)
		④ 計算書	タンク諸元表及び液圧による側板板厚、各種荷重、各種荷重による発生応力、転倒及び滑動の安定性、保有水平耐力、熱応力の計算
2 添付書類 (1) 基礎及び地盤に関するもの	① 地質調査資料	地盤概要、地質断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料のほか、規則第20条の3の2第2項第2号ハに該当する地盤にあつては、当該地盤の改良方法に関する資料	
	② その他基礎及び地盤に関し必要な資料	(ア) 地盤が造成された際の工事の記録 (イ) 準特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤の沈下に関する記録 (ウ) 設置に係る準特定屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）の近傍の既設工作物の地盤に関する資料等	
	(2) タンク本体に関すること	①溶接部に関する説明書	溶接材料及び溶接方法に関する資料
		②その他タンクに関し必要な資料	
3 位置図		縮尺が5万分の1以上のもので、地形の概況及びタンク位置を記載したもの	

関係図書	項目	内容
4 現況平面図		縮尺が1000分の1以上もので、タンク中心を円の中心とする半径300メートル程度の区域を範囲とし、地形、既設工作物及びタンク位置を記載したもの（現況が確認できる写真を添付すること。）

（備考）

- 1 図書には、設計又は施工に関する責任技術者の氏名、所属を記載した書面を添付すること。
- 2 計算書は、計算の根拠を明らかにしたものであること。
- 3 タンク諸元表とは、タンク仕様、設計条件及びタンク本体の重量を一覧表にしたものとする。
- 4 地質調査資料は、次に掲げる要件を満たしたものとすること。
 - (1) タンク地盤について、良好な支持層が確認できる範囲のものであること。
 - (2) タンク及びその周辺の地盤が不整又は軟弱である場合は、不整又は軟弱な地盤の状態が十分確認できるものであること。
 - (3) 土質試験は、日本産業規格があるものにあつては日本産業規格に定める方法、日本産業規格がないものにあつては地盤工学会基準に定める方法により行うものであること。なお、土質試験結果一覧表には、次に掲げる資料が明らかにされているものであること。
 - ア 標準貫入試験の値は、おおむね1メートル（試験の深さが20メートルを超えるときは、おおむね2メートル）間隔の値
 - イ 室内試験の値は、おおむね2メートル（圧密試験の値にあつては4メートル）間隔の値
 - (4) 地質調査資料の作成に当たって必要な様式及びその記載方法については、地盤工学会基準に定める様式及び記載方法によること。

別記様式第1

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る

設計審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
許可申請者	住 所		
	氏 名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第1の2

準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る

設計審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る準特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
許可申請者	住 所		
	氏 名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第2

特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請に係る

設計審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
設置許可番号及び設置許可年月日	号	年 月 日	
許可申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第2の2

準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請に係る

設計審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る準特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
設置許可番号及び設置許可年月日	号	年 月 日	
許可申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第3

新基準に係る特定屋外タンク貯蔵所の

変更審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
設置許可番号及び設置許可年月日	号	年 月 日	
許可申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第4

特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査申請に係る

溶接部審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
許可番号及び許可年月日	号	年 月 日	
検査申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第4-1

特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査申請に係る

基礎・地盤審査報告書

年 月 日		
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		
危険物保安技術協会 理事長		
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号
許可番号及び許可年月日	号	年 月 日
検査申請者	住所	
	氏名	
審査の結果を下記のとおり報告します。		
記		

別記様式第5

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に係る

定期保安審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
設置許可番号及び設置許可年月日	号	年 月 日	
設置に係る完成検査又は直近の保安検査を受けた年月日及び検査番号	年 月 日	号	
検査申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第5-1

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請に係る

臨時保安審査報告書

年 月 日			
〇〇市町村長 殿 (〇〇都道府県知事)		危険物保安技術協会 理事長	
契約番号及び契約年月日	号	年 月 日	
契約に係る特定屋外タンク貯蔵所の設置場所		タンク 番号	
設置許可番号及び設置許可年月日	号	年 月 日	
設置に係る完成検査又は直近の保安検査を受けた年月日及び検査番号	年 月 日	号	
検査申請者	住所		
	氏名		
審査の結果を下記のとおり報告します。			
記			

別記様式第6の(1)

危険物保安技術協会	
審査済	審査 責任者 印
審査事項	
審査年月日	年 月 日

備考 この証印は、関係図書のうち、設計審査した計算書の表紙について捺印するものとする。

別記様式第6の(2)

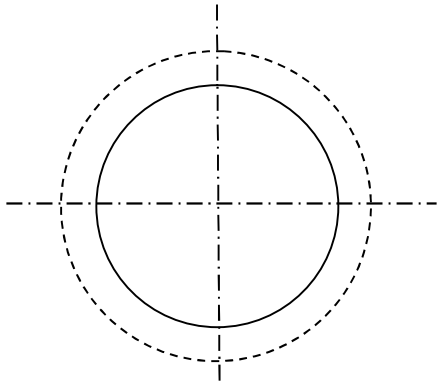
A large circular stamp divided into three horizontal sections. The top section contains the text '審査済'. The middle section contains the text '年 月 日'. The bottom section contains the text '危険物保安技術協会'. At the bottom center of the large circle is a smaller circle containing the text '審査責任者印'.

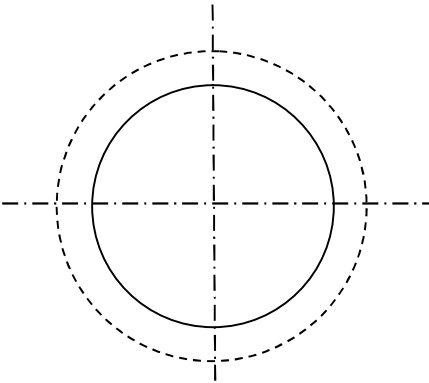
備考 この証印は、関係図書のうち、設計審査した設計図面について捺印するものとする。

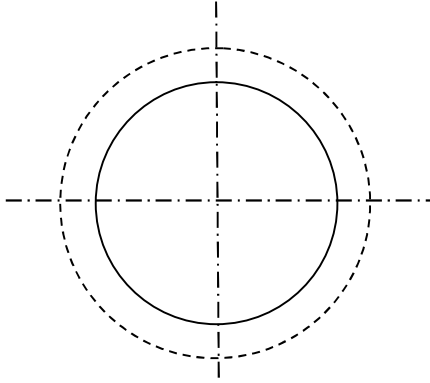
現地審査確認書

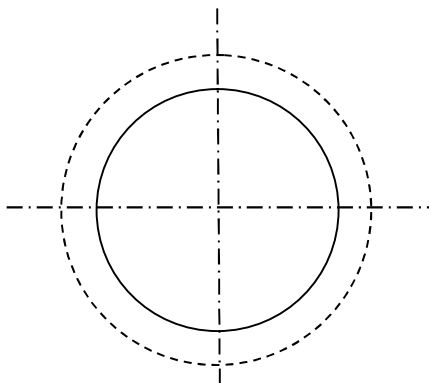
—										
審査年月日	年 月 日 から					年 月 日 まで				
申請者										
審査場所	市 区		郡 町 村							
タンク呼称番号						許可容量	KL			
タンク評価区分	新法、第1段階基準適合、新基準適合、旧基準									
審査の区分	設置、変更、定期保安、臨時保安に係る審査									
審査の内容	底部板厚	<input type="checkbox"/> 目視検査 <input type="checkbox"/> 超音波板厚試験 <input type="checkbox"/> 試験検査成績書等、記録の確認								
	底部溶接継手	<input type="checkbox"/> 目視検査 <input type="checkbox"/> 磁粉探傷試験 <input type="checkbox"/> 渦電流探傷試験 <input type="checkbox"/> 浸透探傷試験 <input type="checkbox"/> 試験検査成績書等、記録の確認								
	側板溶接継手	<input type="checkbox"/> 目視検査 <input type="checkbox"/> 放射線透過試験 <input type="checkbox"/> 磁粉探傷試験 <input type="checkbox"/> 浸透探傷試験 <input type="checkbox"/> 試験検査成績書等、記録の確認								
確認事項	<input type="checkbox"/> 施工・品質管理記録の確認									
審査状況	上記審査の状況は、									

水張検査予定日	年 月 日			完成検査予定日	年 月 日					
消防機関：立会者										
危険物保安技術協会：検査員										
施工管理責任者										
保安責任者										
立会者										
備考	底部の板の厚さに関する事項 (単位mm)	区分 種類	設計基準板厚	80 % 値	測定板厚平均値	測定板厚最小値	t 値 △ C	腐食部位	最大腐食深さ	
			定 点	アニュラ板						
		連 続	底 板							
			アニュラ板							
		底 板								
		アニュラ部最小必要板厚(保有水平耐力)					アニュラ部測定実板厚(500幅)			
	開放予定周期			年	(第1段階・新)基準届出予定+個別延長(3・2・1)年申請予定(事業所申告)					
その他										

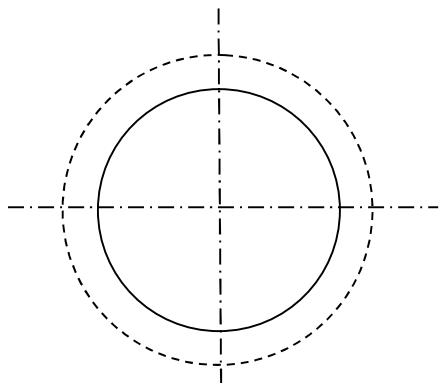
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 平板載荷試験結果				
委託者(消防本部)	担当者 ()			
設置者		タンク番号		
設置場所		タンク容量	kL	
基礎型式	盛り土基礎 リング基礎 覆土式	タンク直径 D	m	
試験年月日	年 月 日 (天候)			
試験位置	盛り土の表面 地盤(イの地盤)の表面 側壁内側			
試験箇所数		試 験 箇 所		
タンク直径 D(m)	必要試験箇所数			試験箇所数
D < 20	3 箇所以上			箇 所
20 ≤ D < 30	4 "			
30 ≤ D < 40	5 "			
40 ≤ D < 50	6 "			
50 ≤ D < 60	7 "			
60 ≤ D < 70	9 "			
70 ≤ D < 80	12 "			
80 ≤ D < 90	15 "			
90 ≤ D	18 "			
基準値	K ₃₀ 値 ≥ 100MN/m ³			
試験結果				
試験箇所 No.	試験値(MN/m ³)	試験箇所 No.	試験値(MN/m ³)	
審査担当者	危険物保安技術協会			

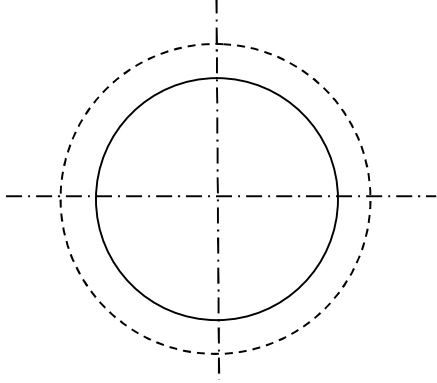
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 平板載荷試験結果				
委託者(消防本部)	担当者 ()			
設置者		タンク番号		
設置場所		タンク容量	kL	
基礎型式	地中式タンク(直接基礎)	タンク直径D	m	
試験年月日	年 月 日 (天候)			
試験位置	タンク底面			
試験箇所数		試験箇所		
タンク直径D(m)	必要試験箇所数			試験箇所数
D < 20	3 箇所以上			
20 ≤ D < 30	4 "			
30 ≤ D < 40	5 "			
40 ≤ D < 50	6 "			
50 ≤ D < 60	7 "			
60 ≤ D < 70	9 "			
70 ≤ D < 80	12 "			
80 ≤ D < 90	15 "			
90 ≤ D	18 "			
基準値	平板載荷試験値(kN/m ²) ≥			
試験結果 平板載荷試験値(kN/m ²) ≥ 地中タンク荷重に安全率を乗じた値(kN/m ²)				
試験箇所 No.	試験値(kN/m ²)	試験箇所 No.	試験値(kN/m ²)	
審査担当者	危険物保安技術協会			

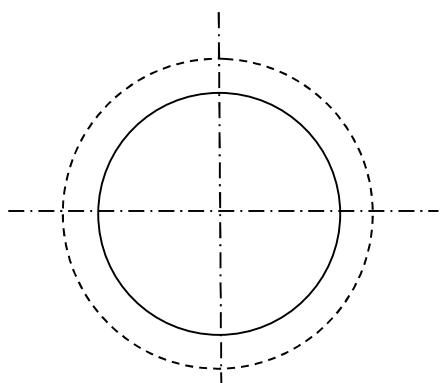
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 標準貫入試験結果						
委託者(消防本部)	担当者 ()					
設置者		タンク番号				
設置場所		タンク容量	kL			
基礎型式	盛り土基礎 リング基礎 覆土式	タンク直径D	m			
試験年月日	年 月 日					
地盤種別	イ		試 験 箇 所			
地盤改良						
試験箇所数						
タンク直径 D(m)	必要試験箇所数	試験箇所数				
—————	1 箇所以上	箇所				
必要試験深さ		試験深さ				
地盤面より 15m 〔ただし 15m 以内に N 値 ≥ 50 の地層 が確認された場合はその深さまで〕		m				
基準値	イの地盤	N 値 ≥ 20				
試験結果						
審査担当者	危険物保安技術協会					

基礎及び地盤に関する完成検査前審査 標準貫入試験結果					
委託者(消防本部)	担当者 ()				
設置者		タンク番号			
設置場所		タンク容量	kL		
基礎型式	盛り土基礎 リング基礎 地中式 覆土式	タンク直径D	m		
試験年月日	年 月 日				
地盤種別	口	試 験 箇 所			
地盤改良					
試験箇所数					
タンク直径 D(m)	必要試験箇所数				試験箇所数
$D < 40$	2 箇所以上				箇所
$40 \leq D < 60$	3 "				
$60 \leq D < 80$	4 "				
$80 \leq D$	5 "				
必要試験深さ					試験深さ
(告示に定める地盤の範囲)					m
基準値	口の地盤	平均的 N 値 ≥ 15			
試験結果					
審査担当者	危険物保安技術協会				

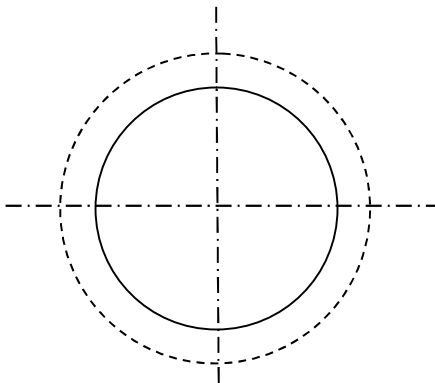
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 標準貫入試験結果			
委託者(消防本部)	担当者 ()		
設置者		タンク番号	
設置場所		タンク容量	kL
基礎型式	杭基礎		タンク直径D
試験年月日	年 月 日		m
地盤種別	ハ(杭基礎で地盤改良を併用した場合)		
地盤改良			
試験箇所数			試験 箇所
タンク直径D(m)	必要試験箇所数	試験箇所数	
D < 60	3箇所以上	箇所	
60 ≤ D < 80	4 "		
80 ≤ D	5 "		
必要試験深さ		試験深さ	
$\frac{1}{\beta} =$ m (β : 杭の特性値)		m	
基準値	ハの地盤	申請書のN値 () 以上	
試験結果			
審査担当者	危険物保安技術協会		

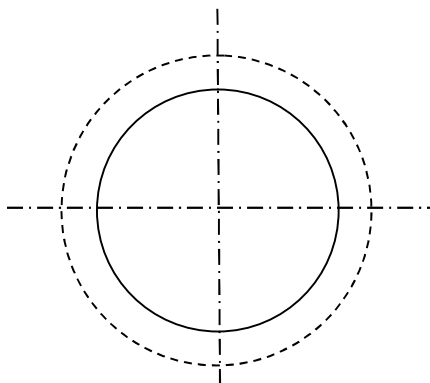


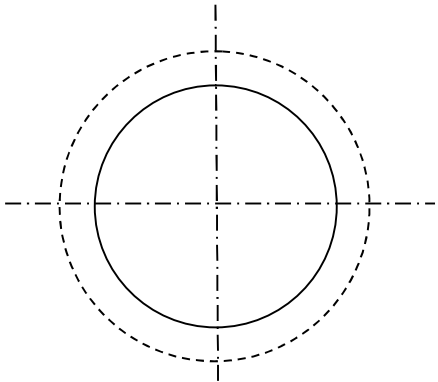
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 標準貫入試験結果				
委託者(消防本部)	担当者 ()			
設置者		タンク番号		
設置場所		タンク容量	kL	
基礎型式	盛り土基礎 リング基礎 地中式 覆土式	タンク直径D	m	
試験年月日	年 月 日			
地盤種別	ハ	試験箇所		
地盤改良	深層混合処理 $\phi =$ m 改良率 = % セメント量 = kg/m ³ W/C = %			
試験箇所数				
タンク直径D(m)	必要試験箇所数			試験箇所数
$D < 4.0$	2 箇所以上			箇所
$4.0 \leq D < 6.0$	3 "			
$6.0 \leq D < 8.0$	4 "			
$8.0 \leq D$	5 "			
必要試験深さ				試験深さ
改良体底面より m				m
基準値	消防危第150号	告示第4条8で定めるもの以外		
試験結果				
審査担当者	危険物保安技術協会			

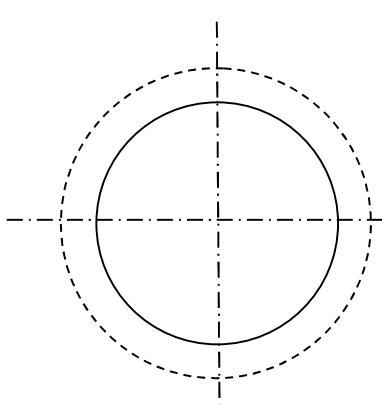
基礎及び地盤に関する完成検査前審査 圧密度試験結果																																	
委託者(消防本部)	担当者 ()																																
設置者		タンク番号																															
設置場所		タンク容量	kL																														
試験年月日	年 月 日	タンク直径D	m																														
載荷盛土形状寸法 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">申請書の値</th> <th style="width: 25%;">測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さ (m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>径 (m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位体積重量 (kN/m³)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			申請書の値	測定値	高さ (m)			径 (m)			単位体積重量 (kN/m ³)			試験箇所	 <p style="text-align: center;">地盤底部沈下板の深さ GL- m</p>																		
	申請書の値	測定値																															
高さ (m)																																	
径 (m)																																	
単位体積重量 (kN/m ³)																																	
試験箇所数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">タンク直径 D(m)</th> <th style="width: 25%;">必要試験箇所数</th> <th style="width: 50%;">試験箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D < 60</td> <td>3 箇所以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">箇所</td> </tr> <tr> <td>60 ≤ D < 80</td> <td>4 "</td> </tr> <tr> <td>80 ≤ D</td> <td>5 "</td> </tr> </tbody> </table>		タンク直径 D(m)	必要試験箇所数	試験箇所数	D < 60	3 箇所以上	箇所	60 ≤ D < 80	4 "	80 ≤ D	5 "																						
タンク直径 D(m)	必要試験箇所数	試験箇所数																															
D < 60	3 箇所以上	箇所																															
60 ≤ D < 80	4 "																																
80 ≤ D	5 "																																
試験結果 $S_0 \times 0.9 \leq S$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">試験箇所 No.</th> <th style="width: 25%;">計算沈下量 S_0 (cm)</th> <th style="width: 25%;">$S_0 \times 0.9$ (cm)</th> <th style="width: 25%;">盛土による沈下量※ S (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				試験箇所 No.	計算沈下量 S_0 (cm)	$S_0 \times 0.9$ (cm)	盛土による沈下量※ S (cm)																										
試験箇所 No.	計算沈下量 S_0 (cm)	$S_0 \times 0.9$ (cm)	盛土による沈下量※ S (cm)																														
微小沈下が継続する場合 $\frac{\Delta S}{S} \times 100 \leq 0.3$ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">試験箇所 No.</th> <th style="width: 25%;">盛土による沈下量※ S (cm)</th> <th style="width: 15%;">10日間沈下量 ΔS_{10} (cm)</th> <th style="width: 15%;">1日当たり平均沈下量 $\Delta S = \Delta S_{10} / 10$ (cm/日)</th> <th style="width: 20%;">$\frac{\Delta S}{S} \times 100$ (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				試験箇所 No.	盛土による沈下量※ S (cm)	10日間沈下量 ΔS_{10} (cm)	1日当たり平均沈下量 $\Delta S = \Delta S_{10} / 10$ (cm/日)	$\frac{\Delta S}{S} \times 100$ (%)																									
試験箇所 No.	盛土による沈下量※ S (cm)	10日間沈下量 ΔS_{10} (cm)	1日当たり平均沈下量 $\Delta S = \Delta S_{10} / 10$ (cm/日)	$\frac{\Delta S}{S} \times 100$ (%)																													
※ 地表面沈下量－地盤底部沈下量																																	
審査担当者	危険物保安技術協会																																

基礎及び地盤に関する完成検査前審査 杭打ち試験結果					
委託者(消防本部)	担当者 ()				
設置者			タンク番号		
			タンク容量	kL	
設置場所			タンク直径D	m	
試験年月日	1回目	年 月 日 (天候)			
	2回目	年 月 日 (天候)			
試験箇所数			試験箇所		
杭総本数	本				
必要試験箇所数	総本数 × 0.02 = 箇所以上 (ただし4箇所以上)				
試験箇所数	うち { 1回目 箇所 2回目 箇所 }				
試験結果 $R_1 \leq R_2$					
試験箇所 No.	軸方向許容押し込み支持力 R_1 (kN)	試験支持力 R_2 (kN)	打込み深さ(m)		
			設計長	試験打設長	
審査担当者	危険物保安技術協会	1回目			
		2回目			

基礎及び地盤に関する完成検査前審査 実荷重鉛直載荷試験結果			
委託者(消防本部)	担当者 ()		
設置者	タンク番号		
	タンク容量	kL	
設置場所	タンク直径D	m	
試験年月日	年 月 日 (天候)		
試験箇所数		試験箇所	
必要試験箇所数	1 箇所以上		
試験箇所数	箇所		
試験結果 $P_N \leq P_Y$			
試験箇所 NO.	地震時最大荷重 P_N (kN)	降伏荷重 P_Y (kN)	打込み深さ (m)
審査担当者	危険物保安技術協会		

基礎及び地盤に関する完成検査前審査 実荷重水平載荷試験結果			
委託者(消防本部)	担当者 ()		
設置者	タンク番号		
	タンク容量	kL	
設置場所	タンク直径D	m	
試験年月日	年 月 日 (天候)		
試験箇所数		試験箇所	
必要試験箇所数	1 箇所以上		
試験箇所数	箇所		
試験結果 $P_H \leq P, \delta \leq 5\text{cm}$			
試験箇所 NO.	地震時最大荷重 P_H (kN)	試験時載荷荷重 P (kN)	地震時水平荷重載荷時の水平変位 δ (cm)
審査担当者	危険物保安技術協会		

基礎及び地盤に関する完成検査前審査 中掘杭・場所打杭試験結果					
委託者(消防本部)	担当者 ()				
設置者			タンク番号		
			タンク容量	kL	
設置場所			タンク直径D	m	
	試験年月日	1回目	年 月 日	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">試験箇所</div>  </div>	
	2回目	年 月 日			
	3回目	年 月 日			
試験箇所数					
杭総本数			本		
必要試験箇所数	=	× 0.02 箇所以上 (ただし2箇所以上)			
試験箇所数			箇所		
基準値	$R_{a1} \leq R_{a2}$				
試験結果 $R_{a1} \leq R_{a2}$					
試験箇所 NO.	軸方向許容押込支持力 (設計値: R_{a1}) (kN)	軸方向許容押込支持力 (試験値: R_{a2}) (kN)	設計杭長 (m)		試験ボーリング深さ (m)
	(常時)	(常時)			
	(地震時)	(地震時)			
	(常時)	(常時)			
	(地震時)	(地震時)			
	(常時)	(常時)			
	(地震時)	(地震時)			
審査担当者	危険物保安技術協会	1回目			
		2回目			
		3回目			

地盤に関する新基準に係る完成検査前審査 標準貫入試験結果及び鋼矢板打込み試験結果				
委託者(消防本部)	担当者 ()			
設置者			タンク番号	
設置場所			タンク容量	kL
			タンク直径D	m
試験年月日	年 月 日 標準貫入試験		試 験 箇 所 	
	年 月 日 鋼矢板打込み試験			
基礎型式	盛り土基礎			
試験箇所数				
タンク直径 D(m)	必要試験箇所数	試験箇所数		
D < 80	1 箇所以上	箇所		
D ≥ 80	2 箇所以上			
試 験 結 果				
鋼 矢 板 打 込 み	設計深度	m	試験深度	m
ド レ ー ン 打 込 み	設計深度	m	試験深度	m
非 液 状 化 層	設計深度	m	FL 値	1.0 以上
審査担当者	危険物保安技術協会	(標準貫入試験) (鋼矢板打込み試験)		